

## 第4章 廃棄物処理に関する基本方針と主要施策

廃棄物処理については、まず発生・排出を抑制し、次に廃棄物となったものについては、環境負荷の低減に配慮しつつ再使用、リサイクル、熱回収の順に循環的利用を徹底し、循環的利用ができないものについては、適正に処分することが基本的な方向となる。そこで、廃棄物処理の現状と課題(第2章)を踏まえ、廃棄物の排出量・処理量の見込みと減量化目標(第3章)を達成するための基本方針とこれに基づく主要施策の方向を以下に示す。

### 第1節 施策の基本方針

#### 【基本方針】

#### 1 3R施策の展開

##### 排出抑制(Reduce)

製品設計における配慮、製造工程の見直し、過剰包装の抑制、製品の長寿命化、修理・修繕、性能・機能の向上の促進などによって、発生・排出量を抑制する。

##### 再使用(Reuse)

製品・部品のリユース、容器の繰り返し利用などにより廃棄物の排出量を抑制する。

##### 再生利用(Recycle)

使用済み製品や生産に伴う副産物として排出された廃棄物の資源化に努め、原材料又はエネルギーとして利用することにより最終処分量を削減するため、廃棄物の再生利用を推進する。

#### 2 適正処理の確保

##### 適正処理の確保と不適正処理の防止

廃棄物の処理に伴う環境負荷を低減するため、廃棄物処理基準等に基づく適正処理を確保するとともに、不法投棄等の不適正処理の防止を徹底する。

##### 適正な処理施設の確保

廃棄物の循環的利用を促進し、環境負荷を低減するため、効率的で安全性の高い処理施設を確保する。

##### 優良な処理業者の育成

廃棄物を適正に処理するため、処理業者の資質の向上を図り、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選定できる体制を構築する。

#### 3 産業廃棄物税の導入・活用

本県で多量に発生する焼却灰等産業廃棄物の減量・有効利用に関する研究・開発の推進または助成

いわゆるエコタウン事業など環境ビジネスの振興

優良な処理業者の育成(再掲)

監視指導体制の拡充・強化

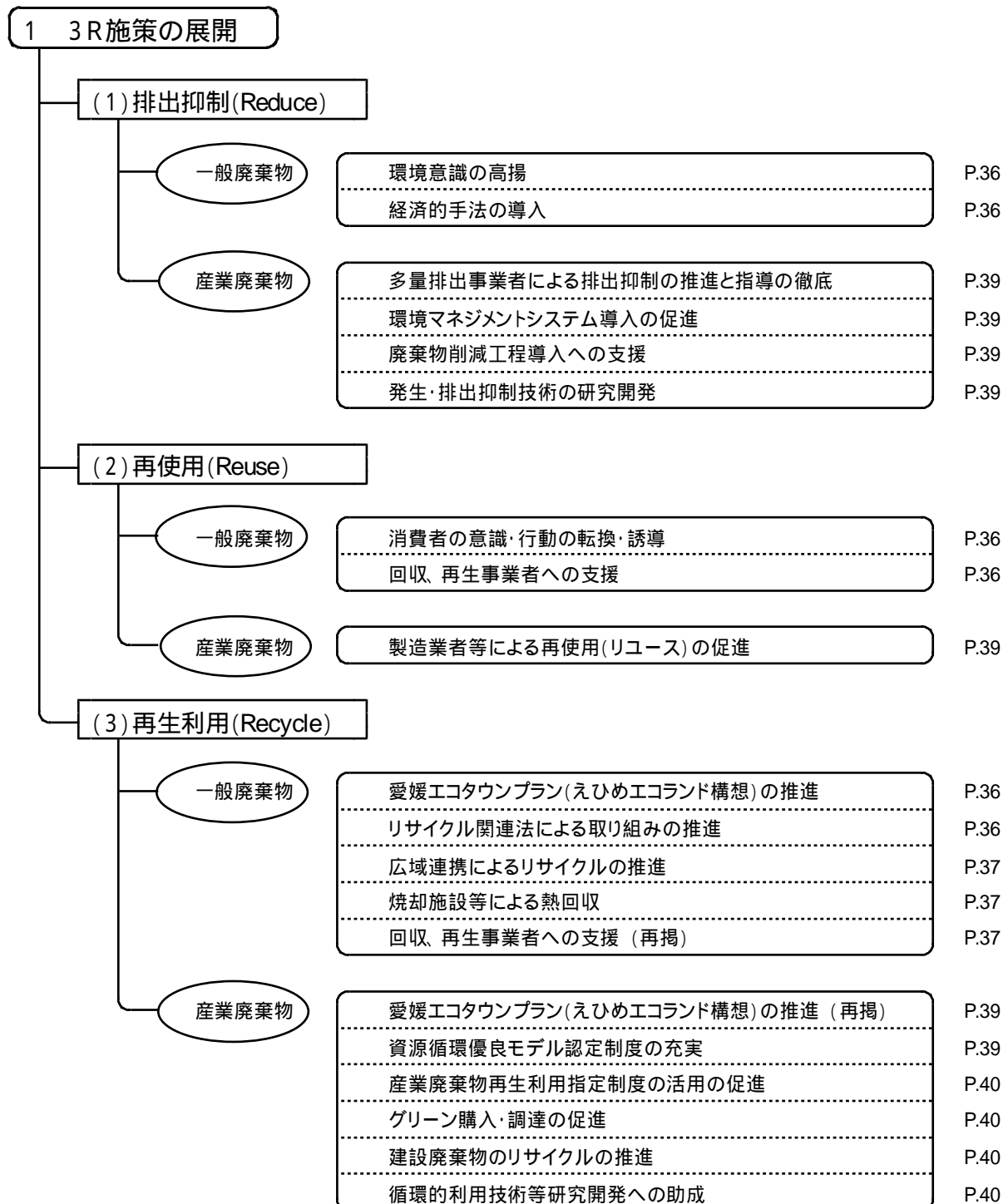
#### 4 情報公開と廃棄物処理に関する理解の促進

## 第2節 主要施策の体系

本県における廃棄物処理の基本的方向としては、引き続き、排出抑制(リデュース)、再使用の促進(リユース)、再生利用(リサイクル)の3Rと適正処理の確保を着実に進めていく必要があることから、本計画においては基本方針として、3R施策の展開、適正処理の確保、産業廃棄物税の導入・活用、情報公開と廃棄物処理に関する理解の促進の4項目を掲げた。ここではその基本方針のもと、今後、取り組み又は検討していくべき主要施策の体系を示す。

### 【基本方針】

### 【主要施策】



2 適正処理の確保

(1) 適正処理の確保と不適正処理の防止

一般廃棄物

適正な処理施設の整備促進	P.37
ダイオキシン類の恒久対策の実施	P.37
ごみ処理広域化計画の推進	P.37
不法投棄の防止	P.38

産業廃棄物

監視指導体制の拡充・強化	
不適正処理防止対策の強化	P.40
現職警察官等による監視指導の強化	P.41
不法投棄未然防止システムの導入による監視の強化	P.41
不適正処理の防止	
マニフェスト使用による適正処理の徹底	P.41
適正処理に関する講習会等の実施	P.41
土砂埋立て等規制条例の厳正な運用	P.41
優良な処理業者の育成	
処理業者の優良性の判断に係る評価制度の導入	P.41
優良産業廃棄物処理業者の育成・支援	P.41
産業廃棄物処理業者情報検索システムの活用	P.42
有害物質対策	
ダイオキシン類の恒久対策の実施	P.42
PCB廃棄物の適正処理の推進	P.42
アスベスト廃棄物の適正処理の推進	P.42

(2) 適正な処理施設の確保

一般廃棄物

県民の信頼性の確保	P.38
直接埋立物の中間処理の実施	P.38
最終処分場の延命対策の推進	P.38
ごみ処理広域化計画の推進（再掲）	P.38
し尿処理施設の整備	P.38

産業廃棄物

民間事業者による処理施設整備の促進	
融資制度等の充実と活用の促進	P.42
公共関与による処理施設整備の促進	
廃棄物処理センターによる処理事業の推進	P.43

3 産業廃棄物税の導入・活用

(1) 本県で多量に発生する焼却灰等産業廃棄物の減量・有効利用に関する研究・開発の推進または助成	P.43
(2) いわゆるエコタウン事業など環境ビジネスの振興	P.43
(3) 優良な処理業者の育成	P.43
(4) 監視指導体制の拡充・強化	P.43

4 情報公開と廃棄物処理に関する理解促進

P.43

## 第3節 一般廃棄物の主要施策

### 【基本方針 1 3R施策の展開】

#### (1) 排出抑制(Reduce)

##### 環境意識の高揚

ごみ処理問題の多くは、大量生産・大量消費というライフスタイルによるところが大きく、問題解決には、ごみの減量化やリサイクルなど県民一般の意識を高める必要がある。そこで、主に小学生等を対象とする基礎学習や分別・リサイクル体験、施設見学などを盛り込んだ実践講座の開催や、家庭・地域・事業所などにおける循環型社会づくりの取り組みやアイデアを募集、顕彰、紹介することにより、県民や事業者の自主的な実践活動を促進するほか、県のホームページで事例やアイデアの紹介、減量化・リサイクルに関する技術情報の提供を行う。

##### 経済的手法の導入

ごみ処理有料化やデポジット制度などの経済的手法の導入は、県民のごみの排出抑制に対する強い動機づけとなる。県は、市町に対し経済的手法の導入について助言、援助などを行うとともに、市町と連携してよりよい手法を研究・開発するほか、負担の増える県民・事業者の理解を得るための取り組みを実施する。

#### (2) 再使用(Reuse)

##### 消費者の意識・行動の転換・誘導

フリーマーケットやリサイクルショップ、ネットオークションなどに関する情報発信に努め、有効活用するとともに、リターナブル容器の積極的な利用を促進するなど、消費者の意識・行動の転換・誘導を図る。

##### 回収、再生事業者への支援

「資源循環優良モデル認定制度」に係る認定リサイクル製品の率先使用や販売・PRに協力するサポーター制度の導入、さらには認定優良企業等の新製品・新技術の開発に対する支援制度の創設など、回収・再生事業に対する支援体制の充実を図る。

#### (3) 再生利用(Recycle)

##### 愛媛エコタウンプラン(えひめエコランド構想)の推進

廃棄物の減量、資源の有効活用を図るため、ゼロエミッションをめざした地域循環システムの構築、新技術と新システムを用いたモデルとなるリサイクル事業の推進、雇用の創出、地域活性化への貢献に取り組み、愛媛エコタウンプラン(えひめエコランド構想)を推進する。

##### リサイクル関連法による取り組みの推進

近年リサイクル関連法が漸次制定され、新たな再生利用の枠組みが整備されている。県は各市町に

対し、リサイクル関連法に対する積極的な取り組みを指導・助言するとともに、容器包装廃棄物の分別収集や再生利用が円滑に行えるリサイクル施設の整備や民間事業者との連携を図るほか、県自らグリーン購入法による再生品の利用に取り組む。

#### 広域連携によるリサイクルの推進

市町を越える広域的処理によるリサイクルを推進するため、県・市町循環型社会推進連絡会議の活用などにより、地域の実情に応じた広域的な分別収集計画の策定や施設整備を支援する。

リサイクル資源となる廃棄物の安定確保やリサイクル製品の販路確保・需要拡大を図るため、中四国各県、瀬戸内圏域など、広域連携による情報の共有化を通じてリサイクルシステムの確立とビジネスモデルの創出に努める。

#### 焼却施設等による熱回収

排出抑制及び再利用・再生利用に努めた後も排出される廃棄物については、埋立量を削減するため焼却処理による減量化が必要となる。このため、焼却施設の整備に当たっては、ごみの持つ熱エネルギー回収を促進するため、ごみの広域的移動や集約処理を進めるとともに、バイオマスエネルギー活用施設との組み合わせによる効率的熱エネルギーの回収や地域の特性に応じた熱エネルギーの活用など、地域における総合的、計画的な施設整備を図る。

#### 回収、再生事業者への支援(再掲)

### 【基本方針2 適正処理の確保】

#### (1) 適正処理の確保と不適正処理の防止

##### 適正な処理施設の整備促進

廃棄物の減量化を図り、環境負荷を低減させるためには、焼却処理(溶融処理を含む)、ごみ燃料化処理、高速堆肥化処理、ごみ飼料化処理、メタン発酵処理等多様な中間処理のうち最適な手法を選択又は組み合わせ、安全で効率の高い施設整備を促進することが重要である。県は、一般廃棄物処理責任を有する市町に対し、廃棄物の減量化の目標を達成するため、中間処理施設の計画的な更新、改良や適正な維持管理を指導・助言する。

##### ダイオキシン類の恒久対策の実施

ダイオキシン類を削減するため、高度な処理機能を有する大規模施設への集約化を進め、広域化計画の具体化のため調整を行う。簡易小型焼却炉による焼却は極力抑制し、ダイオキシン類対策の完備した市町施設で処理するよう強力に指導するほか、小型焼却炉での処理がやむを得ない場合には、「えひめ方式」の普及を図る。

##### ごみ処理広域化計画の推進

施設の集約化による効率的な処理体制の確保、並びに経済的な高機能処理施設の設置・運営のた

め、県は引き続き市町と連携・協力して、ごみ処理広域化計画を推進し、ごみ処理システムの効率化、処理施設建設費や維持管理費低減に努める。

#### 不法投棄の防止

快適な地域環境の保全を図るため、広報活動による意識啓発や、地域住民との連携による日常的監視指導体制の強化など、廃家電や空き缶など散在性ごみの不法投棄を許さない環境を醸成する。

また、家電リサイクル法、自動車リサイクル法などに関するユーザーへの理解促進と関係事業者への指導に努め、効率的なりサイクルシステムの運用を支援し、不法投棄の防止に資する。

### (2) 適正な処理施設の確保

#### 県民の信頼性の確保

ごみ処理施設や最終処分場など一般廃棄物処理施設の適正な管理運営を図り、運用状況に関する情報を積極的に公開することにより県民の信頼性を確保する。

#### 直接埋立物の中間処理の促進

廃棄物の循環的利用を促進し、埋立処分量を削減するため、中間処理の整備・充実を図り、ごみの直接埋立を可能な限り抑制する。

#### 最終処分場の延命対策の推進

廃棄物の循環的利用を推進するとともに、今後建設される広域焼却施設の整備に当たっては、減量化とスラグの再生利用が可能な灰溶融設備の設置を進め、当面広域化が進行しないブロック等に対しては、(財)愛媛県廃棄物処理センター東予事業所の灰溶融施設の活用を進める等により、最終処分場の延命化を図る。

#### ごみ処理広域化計画の推進(再掲)

#### し尿処理施設の整備

県内には、施設整備後20年以上経過した施設が12施設ある。し尿の循環的利用を進めるため、汚泥再生処理センターの計画的な施設整備を支援する。

## 第4節 産業廃棄物の主要施策

### 【基本方針1 3R政策の展開】

#### (1) 排出抑制(Reduce)

##### 多量排出事業者による排出抑制の推進と指導の徹底

産業廃棄物の年間排出量が1,000t以上(特別管理産業廃棄物の場合は年間50t以上)のいわゆる多量排出事業者に対しては、発生抑制や分別、再生利用など減量化に関する事項を盛り込んだ処理計画の作成、計画の実施状況の報告が義務付けられている。多量排出事業者の自主的かつ積極的な取り組みを助長するため、県は処理計画の公表等により、計画の作成とその実行を指導する。

##### 環境マネジメントシステム導入の促進

産業廃棄物の循環的利用を推進し、環境負荷を低減するため、国際標準化機構の環境マネジメントシステム(環境ISO14000シリーズ)や国のエコアクション21などに関する事業者向けセミナーの開催や取得経費の助成等を行うなど、環境マネジメントシステムの導入を促進する。

##### 廃棄物削減工程導入への支援

生産段階など上流側での廃棄物・副産物等の発生・排出を抑制するため、愛媛県環境保全資金等融資制度の活用や助成制度の創設・充実により、廃棄物減量のための生産工程改善等を支援する。

##### 発生・排出抑制技術の研究開発

産業廃棄物の発生・排出抑制技術を研究する能力の脆弱な中小企業を支援するため、県の工業技術センターや紙産業振興センター、大学等の試験研究機関が連携し、製造・作業工程の改善、使用原材料等の変更など、廃棄物の発生・排出抑制を図るための技術の研究開発に取り組むとともに、これらの情報を積極的に公表する。

#### (2) 再使用(Reuse)

##### 製造業者等による再使用(リユース)の促進

産業廃棄物の循環的利用を促進するため、使用部品(パーツ)や容器等の情報交換システムや設備助成制度等の充実を図り、製造業者、リサイクル業者等による再使用(リユース)を促進する。

#### (3) 再生利用(Recycle)

##### 愛媛エコタウンプラン(えひめエコランド構想)の推進(再掲)

##### 資源循環優良モデル認定制度の充実

県内におけるリサイクル産業の育成・支援とリサイクル市場の拡大を図るため、制度のPRや普及に努

め、事業者による自主的な減量化・リサイクル等の取り組みを誘導、促進する等により資源循環優良モデル認定制度を充実する。

#### 産業廃棄物再生利用指定制度の活用の促進

再生利用されることが確実であると県知事が認めた産業廃棄物について、業の許可を受けずに再生利用を行うことができる産業廃棄物再生利用制度を活用し、県内の事業者及び業界団体に対して本制度の普及に努める。

#### グリーン購入・調達の促進

リサイクル製品等の需要拡大を図るため、商品やサービス等を購入・調達する際に、環境負荷の低減に資する物品・サービス(環境物品等)等を優先的に選択するグリーン購入の普及促進に努める。

特に、県及び県の関係機関においては、「愛媛県グリーン購入推進方針」に基づいて、リサイクル製品の対象拡大を検討するなど、率先してグリーン購入の調達の促進に取り組む。

#### 建設廃棄物のリサイクルの推進

建設工事に伴って発生する建設廃棄物については、関係部局の協力のもと「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」や「愛媛県建設リサイクルガイドライン」等に基づいて、さらにリサイクルを推進する。特に公共工事においては、行政自らが率先して再生資源を活用(公共工事のグリーン化)するとともに、民間工事に対しても、建設リサイクル法に則った分別解体や再生資源の活用等が的確に実施されるよう指導を徹底する。

#### 循環的利用技術等研究開発への助成

産業廃棄物の循環的利用を一層促進するため、制度融資や各種補助金の交付等により、コジェネレーション、生ごみによるバイオガス生成など廃棄物エネルギーを活用するための循環的利用技術の研究開発を助成する。

## 【基本方針2 適正処理の確保】

### (1) 適正処理の確保と不適正処理の防止

#### 監視指導體制の拡充・強化

##### 不適正処理防止対策の強化

野外焼却や不法投棄等の不適正処理の未然防止対策として、「産業廃棄物等監視指導機動班」によるヘリコプターや環境パトロールカー、収集運搬車両の検問による監視活動を強化するとともに、警察、市町、海上保安部等で構成する「不法投棄防止対策推進協議会」における意識啓発や巡回監視指導等の取り組みの拡充を図るほか、不法投棄監視モニター、不法投棄110番(フリーダイヤル)など、県民からの通報体制を強化し、迅速・的確な調査を行うことにより、早期発見、早期是正を図る。



### 現職警察官等による監視指導の強化

悪質、広域化する産業廃棄物の不法投棄事件等に迅速的確に対応するための現職警察官の配置等により、県警等関係機関との連絡調整及び情報収集を行い、監視指導を強化する。

さらに、指導効果の高い警察OBの活用により、産業廃棄物の不適正処理の根絶に向け監視指導体制の強化を図る。

### 不法投棄未然防止システムの導入による監視の強化

デジタルカメラやGPSを装備した携帯情報端末を利用した情報システムを活用し、不法投棄や不適正処理の情報の共有化、一元管理を図る。

## 不適正処理の防止

### マニフェスト使用による適正処理の徹底

排出事業者は、産業廃棄物の処理を処理業者に委託する場合、マニフェストを交付し、全ての産業廃棄物の発生から最終処分(再生を含む。)が終了するまでの一連の処理が適正に行われていることを自らが確認することとされている。

県は、引き続き講習会・研修会や立入検査等の機会を通じて、マニフェスト制度(紙マニフェスト・電子マニフェスト)の周知を図り、適正処理を徹底する。

### 適正処理に関する講習会等の実施

廃棄物処理法の改正により、産業廃棄物の処理に関する規制等が年々強化されていることから、事業者及び処理業者に対しては、関係法令等の改正事項の周知徹底を図る必要がある。

このため、県は(社)愛媛県産業廃棄物協会と協力して、関係法令の周知により適正処理を確保するため、引き続き講習会や研修会を定期的の実施する。

### 土砂埋立て等規制条例の厳正な運用

一般土砂に混入して投棄されることの多いがれき類や建設汚泥等の不法投棄を防止するため、「愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を厳正に運用し、不法投棄の未然防止に努める。

## 優良な処理業者の育成

### 処理業者の優良性の判断に係る評価制度の導入

事業者が自らの判断により信頼できる処理業者を選定することにより、市場競争原理を通じて優良な廃棄物処理業者が育成される環境を整えるため、処理業者の優良性の判断に係る評価制度を導入し、評価基準に適合する処理業者の情報をインターネットで提供する。

### 優良産業廃棄物処理業者の育成・支援

産業廃棄物処理の担い手である産業廃棄物処理業界の社会的地位の向上と健全な発展を図るた

め、(社)愛媛県産業廃棄物協会と連携し、廃棄物処理の協業化、共同処理施設の設置による事業の安定化や新たなリサイクル関連事業への進出など、環境ビジネスに関する研修会の開催や専門家による相談事業等を実施することにより、優良産業廃棄物処理業者の育成・支援を図る。

#### 産業廃棄物処理業者情報検索システムの活用

排出事業者が、自ら、処理業者の処理能力等を確認し、信頼し得る処理業者を選定することのできる情報検索システムを構築するため、産業廃棄物適正処理推進センターが進める産業廃棄物処理業者情報検索システム(産廃情報ネット)への登録を支援し、システムの活用を図る。

### 有害物質対策

#### ダイオキシン類の恒久対策の実施

ダイオキシン類の排出量をさらに削減していくため、ダイオキシン類の主要な発生源とされる焼却施設に関して、構造基準や維持管理基準、ダイオキシン類排出基準(恒久基準)等の遵守を徹底するとともに、廃棄物焼却施設から発生するばいじんや焼却灰、汚泥等(ダイオキシン類の含有量基準(3ng - TEQ/g)を超えるもの)特別管理産業廃棄物の適正な処分を確保するため、監視指導を強化する。

#### PCB廃棄物の適正処理の推進

PCB廃棄物については、「PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、PCB廃棄物を保管している事業者に対する報告の徴収及び立入検査を徹底し、保管等基準の遵守、散逸・流出の防止を図るとともに、国が進める広域的な処理事業(日本環境安全事業(株)によるPCB廃棄物処理施設整備:中国・四国・九州ブロックは北九州市に整備)を活用して適正処理の推進を図るほか、低濃度PCB廃棄物の適正処理体制を構築する。

#### アスベスト廃棄物の適正処理の推進

アスベスト(石綿)による健康被害が深刻な社会問題となっている情勢に鑑み、アスベスト廃棄物の保管、収集運搬、処分に際しては、特別管理産業廃棄物処理基準や国が定めた「廃石綿等処理マニュアル(暫定)」(平成17年8月)等に基づき、適正な処理を推進する。

このため、関係機関と連携して、アスベスト廃棄物の取り扱いに関する知識の普及啓発を徹底するとともに、溶融施設や最終処分場など処理施設の確保に努める。

### (2) 適正な処理施設の確保

#### 民間事業者による処理施設整備の促進

##### 融資制度等の充実と活用の促進

産業廃棄物処理施設に対する地域住民の信頼を回復するためには、維持管理状況の公開など施設運営の透明性を高めるとともに、ダイオキシン類削減対策など処理設備の高度化や安全性の向上を図る必要がある。

このため、処理施設の設置者に対しては、愛媛県環境保全資金など県の低利融資や日本政策投資銀行による国の融資制度等を積極的に活用するよう助言を行う。

## 公共関与による処理施設整備の促進

### 廃棄物処理センターによる処理事業の推進

(財)愛媛県廃棄物処理センター東予事業所の焼却・溶融施設は、循環型社会の先導的モデルとなる施設であり、今後、一層の活用を図るとともに、引き続き支援・協力等を行う。

第2期工事の管理型最終処分場の建設及び中・南予地区への処理施設の整備については、「愛媛県ごみ処理広域化計画」に基づく広域ごみ処理施設の整備動向や民間の管理型最終処分場の整備動向を踏まえて検討する。

## 【基本方針3 産業廃棄物税の導入・活用】

産業廃棄物の埋立処分を課税対象とするいわゆる「産業廃棄物税」については、その税収をもって、産業廃棄物の排出抑制や減量化、リサイクル等を促進するための行政施策の費用に充て、あわせて経済的誘引効果により、埋立量を削減しようとするものであり、本県の産業廃棄物対策に必要な有効な施策である。産業廃棄物税の用途は、基本方針1及び2に掲げたそれぞれの主要施策の必要な部分に充てられるものであり、既述したところであるが、今次計画期間にあっては、重要な政策課題となるので、改めて想定される主要な用途を以下に示す。

### (1) 本県で多量に発生する焼却灰等産業廃棄物の減量・有効利用に関する研究・開発の推進または助成

産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルの推進等を図り、もって、循環型社会の構築を実現するため、産業廃棄物税の税収をもって、本県産業廃棄物の最も重要な課題の一つである多量に発生する焼却灰等の廃棄物の減量化、有効利用を促進するための研究・開発の推進又は助成を行う。

### (2) いわゆるエコタウン事業など環境ビジネスの振興

産業廃棄物のリサイクルを推進するため、産業廃棄物税の税収をもって、エコタウン事業などに対する助成制度を創設し、環境ビジネスの振興を図る。

### (3) 優良な処理業者の育成

産業廃棄物の適正な処理を確保するためには、健全な市場競争環境や良好な業界秩序の形成、コンプライアンスの高い優良な処理業者を育成することが重要であり、人材育成や設備助成制度の創設・拡充等により、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図る。

### (4) 監視指導體制の拡充・強化

産業廃棄物の不法投棄等を防止し、安全・安心な生活環境を守るため、産業廃棄物税の税収をもって、これまで以上に監視指導體制の拡充・強化を図る。

## 【基本方針4 情報公開と廃棄物処理に関する理解促進】

廃棄物処理に対する県民の不安や不信感を解消し、信頼を得るためには、産業廃棄物処理に関する正確な情報を共有することが不可欠であり、行政当局が保持する情報を公開することはもちろん、事業者、処理業者等が自らの情報を可能な限り積極的に公開し、相互に理解促進を図ることが必要である。

## 第5節 県民、事業者、処理業者、市町及び県の役割

廃棄物の排出を抑制し、適正な循環的利用を促進するためには、県民、事業者、処理業者及び行政が適切な役割分担のもと、積極的な取り組みを図ることが重要である。各主体の役割を以下に示す。

### 1 県民の役割

全ての県民は、日常生活の中でごみを排出しており、ごみ問題の直接の原因者である。

従って、県民は、自らの日常生活の一つ一つの行動が、循環型社会の構築につながるという意識を持って行動することが重要となる。

#### (1) ごみを出さないライフスタイルの実践

食材は必要量だけを購入するとともに、レジ袋を利用しない等の実践により、極力、ごみを出さないライフスタイルを構築するよう努める。

#### (2) グリーン製品・サービスの選択

環境配慮型の商品やサービスを主体に購入し、使い捨て、過剰包装など環境付加の大きな商品・サービスを購入しない様に努め、消費者の立場から産業・流通事業者側の改善につなげる。

#### (3) 分別回収などのリサイクルシステムへの積極的な協力

分別の徹底や異物混入の防止、回収物の洗浄など、再生利用段階での負荷がより軽減されるよう行動する。

市町や町内会などで行っている地域のリサイクル・システムに対して積極的に協力する。

#### (4) 環境教育、環境保全活動への参加・協力

子どもに対し、環境への配慮を日常的に習慣づける家庭教育を行うとともに、行政等が実施する環境保全イベント等に対し、積極的に参加・協力を行う。

### 2 事業者の役割

全ての事業者は、事業活動の中で産業廃棄物や事業系ごみを排出しており、廃棄物問題の当事者である。

特に産業廃棄物については、排出事業者処理責任があることを強く認識し、発生・排出抑制、再利用、再生利用、熱回収及び適正処理に、自ら積極的に取り組む必要がある。

#### (1) 廃棄物を出さない事業活動

歩留まりの向上による不良品の削減を図るとともに、製造工程や排水処理工程及び物流資材の見直しなどを行い、事業活動に伴い発生する廃棄物を最小限に抑える。

#### (2) 発生抑制、リサイクルに配慮した製品の製造・販売

製造業においては、製品の故障や使用済みとなった場合に、修理・修繕等、再資源化が容易になるような設計を取り入れるとともに、使用済み製品が事業所に戻ってくる仕組みを構築し、部品を修理するなどして再生利用に努め、廃棄物の発生抑制を図る。

### (3) 廃棄物再資源化の促進

どうしても排出される廃棄物については、再資源化事業者等と協力して再資源化を進める。

### (4) グリーン購入・調達の実践

原料、資材や部品調達の際には、再生資源の需要拡大とコスト削減、さらなる需要拡大という良好な循環を実現するため、再使用、再資源化という視点から優先的に購入する。これにより、再生資源の需要拡大とコスト削減、さらなる需要拡大という良好な循環を実現することができる。

また、取引先事業者の選定に当たっては、相手先の循環型社会構築への取り組み度合いも判断基準として重視する。

### (5) 廃棄物の適正処理の実施

処理業者任せにしている排出事業者は意識を改め、自己の問題として適正処理に努める。

処理業者へ処理を委託する際は、法で定める委託基準に則り、処理業者の許可内容や施設の処理能力、処理実績等を確認するとともに、廃棄物の性状等必要な情報を提供する。

委託契約は、委託基準を遵守して必ず文書によることとし、収集運搬業者及び処分業者と個別に契約を行うこととする。また、処理業者には委託業務に見合う適正なコストを支払う。

### (6) 消費者への情報提供

排出事業者は、事業活動により発生させた環境負荷をどのように低減しようとしているか、また、環境保全の取り組みを行っているかなどの情報を、消費者へ公表・説明する社会的責任がある。

事業者はこのことを認識し、消費者が製品やサービスの選択に資することができるよう、積極的に環境情報を社会に対し発信する必要がある。

### (7) マニフェスト使用の徹底

産業廃棄物の処理委託に際しては、マニフェストを使用し、発生から最終処分に至るまでの全ての過程において適正な処理が図られているかを的確に把握する必要がある。

処理委託業者からマニフェストの返送がない場合は、状況把握を行うとともに、行政に連絡する。

### (8) 処理施設の安定的確保

自ら廃棄物の処理を行う場合は、長期的な視点に立った施設の安定的確保に努める。

処理施設等の設置に当たっては、法の設置手続きを厳守するとともに、廃棄物処理施設設置審査会の審査を受け、地域住民等の理解が得られるよう、安全で安心できる処理施設の設置を図る。

### (9) 行政施策への協力

行政が求める廃棄物等の各種報告に協力し、的確な情報の提供を行うとともに、廃棄物処理に関する施策に対して積極的に協力する。

## 3 処理業者の役割

全ての処理業者は廃棄物処理の中核的な担い手である。

処理業者は、事業者から委託を受けた廃棄物を適正且つ円滑に処理するとともに、地域住民の理解と協力が得られるよう地域環境の向上に取り組むという役割を分担する。

#### (1) 適正な契約及び適正処理の遂行

排出事業者から産業廃棄物処理を受託する場合には、必要な情報を得た上で、文書による契約を行い、法で定める委託基準や処理基準に従って適正な処理を行う。

#### (2) 処理施設の安定的確保と維持管理の徹底

近年、処理施設を新たに確保することは、周辺住民の理解を得ることが困難になってきていることから、現有施設の整備・改善、延命化等を図り、長期的な視点に立った安定的確保に努める。

処理施設の維持管理については、維持管理状況を記録・保管するとともに、適正な運転管理の徹底や定期検査を実施するなど、常に施設の安全性及び信頼性の向上を図るとともに、地域住民等の信頼が得られるよう情報の公開に努める。

#### (3) 資質の向上

県や愛媛県産業廃棄物協会が実施する講習会等に積極的に参加し、自ら資質の向上に努める。

#### (4) 減量化・リサイクルの推進

最終処分量の削減や環境への負荷低減につながる廃棄物の減量化・リサイクルに関する技術等の開発に努める。

#### (5) 行政施策への協力

行政が実施する廃棄物処理に関する施策に対して積極的に協力する。

### 4 市町の役割

市町は、住民や事業者が必要とする情報を提供し、具体的な行動のために必要な支援を行う。

また、自らも一般廃棄物の処理責任者として、廃棄物の減量化・リサイクル及び適正処理に当たり、他の模範となるよう、処理施設の整備及び処理技術の向上等に努めるものとする。

#### (1) 発生抑制と再使用の推進

ごみの排出抑制及び排出量に応じた負担の公平性確保の観点から、ごみ処理の有料化について検討を進める。

#### (2) 3Rの推進と適正処理のための施設整備

地域における循環型社会形成のために必要な施設について、可能な限り広域的な連携を図りつつ整備に努めるとともに、民間事業者との連携を図る。

#### (3) 情報の提供、普及啓発の推進

市町は、住民福祉に直結した行政を推進する立場にあることから、環境に関する情報を提供するとともに、市町がおかれている状況や各主体の役割、取り組みの選択肢等に関する情報を積極的に提供して、意識の啓発と再生資源の普及を図る。

#### (4) グリーン購入・調達を含む、循環的利用促進のための取り組みの実践

原料、資材や物品調達の際には、再使用、再資源化に適していると認められるものや再生資源を積極的に購入するとともに、納入業者の選定に当たっては、循環型社会構築への取り組み度合いも判断基準として重視する。

## (5) 一般廃棄物と産業廃棄物のあわせ処理の検討

市町は、公益上の観点から必要と認められる場合には、一般廃棄物とあわせて産業廃棄物の処理を行うことができることとなっており、必要に応じて行政区域内発生産業廃棄物について、一般廃棄物処理計画に支障のない範囲で、その処理に努める。

## (6) 不法投棄防止対策

廃棄物の不法投棄を防止し、快適な地域環境の保全を図るため、県と連携しながら、日常的な監視活動を行うなど、不法投棄防止対策を積極的に講ずる。

## (7) 県の行政施策への協力

県の実施する産業廃棄物処理に係る施策等については、支援・協力をを行う。

# 5 県の役割

県は、県内における一般廃棄物及び産業廃棄物の排出・処理状況を的確に把握し、これら廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処理を推進するため、廃棄物処理の総合的かつ計画的な施策を講ずるとともに、循環型社会の構築に向けた各主体の自主的な取り組みに対して、情報提供、技術・資金面、規制緩和等あらゆる側面から、これを支援するものとする。

## (1) 処理計画の策定と推進

県民の生活環境の保全と地域産業の持続的な発展を図るため、長期的な視点に立った廃棄物処理計画を策定するとともに、本計画を各主体に周知するとともに、各主体の良好なパートナーシップのもとに、廃棄物の発生・排出抑制、適正な循環的利用及び適正処理を推進する。

## (2) 情報の提供、普及啓発の推進

廃棄物等の循環的利用を促進するため、事業者、処理業者に対して再生資源としての廃棄物に関する情報を提供し、相互利用のためネットワークづくりに努め、普及啓発を推進する。

## (3) 事業者及び処理業者に対する指導

事業者、処理業者に対して、産業廃棄物の適正処理が促進されるよう、講習会等を実施し、関係法令及び本計画の趣旨の周知徹底を図り、産業廃棄物処理に関する認識を高めるとともに、立入検査、報告の徴収などを通じて、産業廃棄物処理に係る管理・責任体制の強化を指導する。

また、産業廃棄物の多量排出事業者に対し、法の規定に基づき、排出抑制、再生利用など減量化に関する事項を盛り込んだ処理計画の作成を指導し、減量化の徹底を図る。

## (4) グリーン購入・調達を含む、リサイクルの促進

原料、資材や物質調達の際には、「県グリーン購入推進方針」に基づき、適正な循環的利用の視点から有利なものや再生資源を積極的に購入する。

また、納入業者の選定に当たっては、相手先における循環型社会の構築への取り組みの度合も判断基準として重視する。

## (5) 不適正処理に対する監視・規制の強化

パトロールによる監視指導や警察OBの配置、監視カメラの設置、運搬車輛の検問などによる監視体制の強化を図るほか、地域住民からの情報収集体制の強化を図るとともに、市町、警察など関係機関との連

携強化を図り、不法投棄の早期発見、早期是正に努める。

(6) 公共関与による処理事業の推進

産業廃棄物の適正処理を確保するため、民間事業者による処理施設整備の補完的役割として、廃棄物処理センターによる処理事業を推進する。

(7) 情報公開と普及啓発

県民に対して、産業廃棄物処理に係る情報の公開に努め、産業廃棄物のリサイクルや処理事業の必要性等についての普及啓発に努めるとともに、環境教育や環境学習等を積極的に推進する。

(8) 事業者及び処理業者の資質の向上

講習会等により事業者及び処理業者の資質の向上に努めるとともに、悪質業者に対しては、法令の運用により、迅速かつ厳正な行政処分に対処する。

また、処理業者団体の育成に努め、業界の自助努力を支援する。

(9) 公的融資制度の活用

産業廃棄物処理施設、リサイクル施設等の整備、処理設備の高度化にあたっては多額の費用を要することから、施設設置者に対して、県の融資制度等の積極的な活用について助言を行う。

(10) ごみ処理広域化の支援

市町の広域化計画の推進にあたり、技術的支援、情報提供等を行う。

また、広域処理の施設整備にあたり、必要に応じて、市町間の調整を行う。